



プレスリリース

浜岡原子力発電所1号機および2号機の廃止措置計画の変更認可申請について

2024年03月14日

中部電力株式会社

印刷

記事をシェアする



当社は、本日、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の34第3項において準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき、浜岡原子力発電所1号機および2号機の廃止措置計画（注1）（以下、「廃止措置計画」という。）の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

当社は、2016年2月3日に変更認可を受けた廃止措置計画に基づき、廃止措置第2段階の工事を実施してきました。また、国内初となる商業用軽水炉の原子炉領域（注2）の解体撤去（第3段階）に向け、安全かつ効率的な解体方法や、解体に伴い発生する放射性廃棄物を可能な限り低減する方法について慎重に検討を進めてきました。このたび、第3段階へ移行するための計画がまとまったため、廃止措置計画の変更認可申請をおこないました。今回申請した内容は以下のとおりです。

1. 第3段階における解体工事の具体化

炉内構造物、原子炉圧力容器、原子炉格納容器等の解体工法を具体化し、解体作業に伴う被ばくの評価結果を反映しました。

解体工事に伴い発生する解体撤去物は、これまでと同様に、可能な限り再利用し、放射性廃棄物となるものは、廃棄先が決まるまでの間、建屋内で安全に保管します。

2. 廃止措置工程の変更

解体工事の具体化に伴い工程を精査するとともに、1、2号機の解体を並行して実施する計画から、2号機の解体を1号機に先行して実施する計画とし、第3段階の工程を現状の6年から12年に変更しました。

3. その他

（1）海水の取水経路の変更

廃止措置の進捗に伴い、3号機の取水槽から海水を取水します。1、2号機の取水路および取水塔が不要となることから、海岸法に基づく原形復旧および国有財産法に基づく原状回復として、取水路の埋め戻し、取水塔の撤去をおこないます。

（2）記載の適正化

表現の見直し、記載の適正化等をおこないました。

当社は、引き続き、1、2号機の廃止措置について安全確保を最優先に、透明性を確保しつつ着実に進めます。

■ [別紙 浜岡原子力発電所1号機および2号機の廃止措置計画の変更認可申請概要 \[PDF: 655KB\]](#)

■ [参考 浜岡原子力発電所1、2号機 廃止措置の概要とこれまでの実績 \[PDF: 752KB\]](#)

（注1）浜岡原子力発電所1号機および2号機の廃止措置計画は、1、2号機の原子炉施設の解体を安全かつ確実におこなうための全体計画や、廃止措置において実施する作業の内容および安全確保対策等を定めたものです。なお、1、2号機の廃止措置は、廃止措置期間全体を第1段階「解体工事準備期間」から第4段階「建屋等解体撤去期間」までの4段階に区分し、実施します。

（注2）原子炉領域とは、原子炉圧力容器および原子炉圧力容器を取り囲む放射線遮へい体を含む領域のことです。

【これまでの経緯】

2009年 1月30日 1、2号機の運転を終了

2009年 6月1日 1、2号機の原子炉廃止措置計画認可申請書を提出
(同年9月15日 同申請に係る補正実施)

2009年 11月18日 回廃止措置計画認可（廃止措置の第1段階の開始）

2015年 3月16日 回廃止措置計画変更認可申請書を提出
(同年9月16日、10月23日 同申請に係る補正実施)

2016年 2月3日 回避止揚面計画変更認可（底止揚面の第2段階への移行）

以上

一覧へ戻る

浜岡原子力発電所1号機および2号機の廃止措置計画の変更認可申請概要

当社は、2016年2月3日に変更認可を受けた浜岡原子力発電所1号機および2号機の廃止措置計画（以下、「廃止措置計画」という。）に基づき、廃止措置第2段階の工事を実施してきました。また、国内初となる商業用軽水炉の原子炉領域の解体撤去（第3段階）に向け、安全かつ効率的な解体方法や、解体に伴い発生する放射性廃棄物を可能な限り低減する方法について慎重に検討を進めてきました。このたび、第3段階へ移行するための計画がまとまったため、2024年3月14日に廃止措置計画の変更認可申請をおこないました。申請の概要は以下のとおりです。

1. 第3段階における解体工事計画の策定

(1) 解体工事の具体化

炉内構造物、原子炉圧力容器、原子炉格納容器等（図1）の解体工法を具体化し、解体作業に伴う被ばくの評価結果を反映しました。

解体工事に伴い発生する解体撤去物は、これまでと同様に、可能な限り再利用し、放射性廃棄物となるものは、廃棄先が決まるまでの間、建屋内で安全に保管します。

具体化した解体工法の概要は次のとおりです。

- 放射能レベルが比較的高い炉内構造物の解体撤去工事では、水中で遠隔操作により切断し、容器へ収納するとともに、廃棄先が決定するまで、耐震性が高く放射線遮へい効果もある原子炉建屋の地下階で安全に保管します。
- また、クレーン等を使用し、遠隔操作で地下階へ容器を運搬することで、作業に伴う被ばくのリスクを低減させます。（図2）
- 解体撤去物は、3次元モデルで検討した合理的な方法に基づき、放射性廃棄物の区分（注1）ごとに切断・分別し、効率的に容器に収納することで、放射性廃棄物を収納した容器数を低減します。（図3）

(2) 廃止措置工程の変更

解体工事の具体化に伴い工程を精査するとともに、1、2号機の解体を並行して実施する計画から、2号機の解体を1号機に先行して実施する計画とし、第3段階の工程を現状の6年から12年に変更しました。（図4）

2号機の解体を1号機に先行して実施する計画とした理由は次のとおりです。

- 先行する2号機の解体で得た知見・ノウハウを1号機の解体に反映することで、より安全かつ効率的に解体できるからです。
- 解体装置を号機間で融通できるため、解体装置が1台不要となり、その分の放射性廃棄物を低減できるからです。

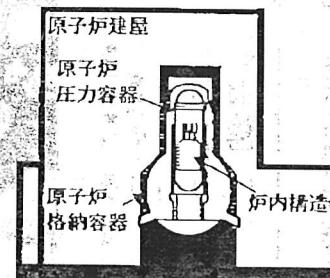


図1 今回具体化した主な設備 概略図

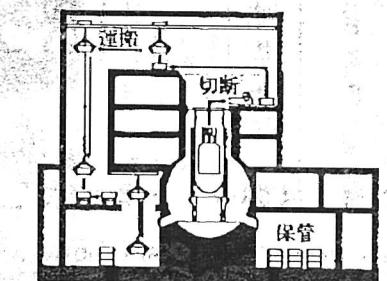


図2 解体撤去物の切断、運搬、保管 概略図

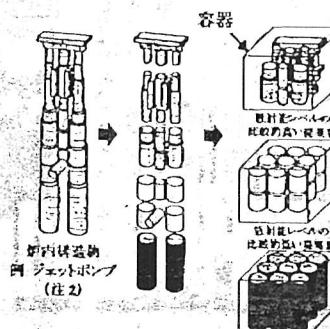


図3 容器への収納の最適化 概略図

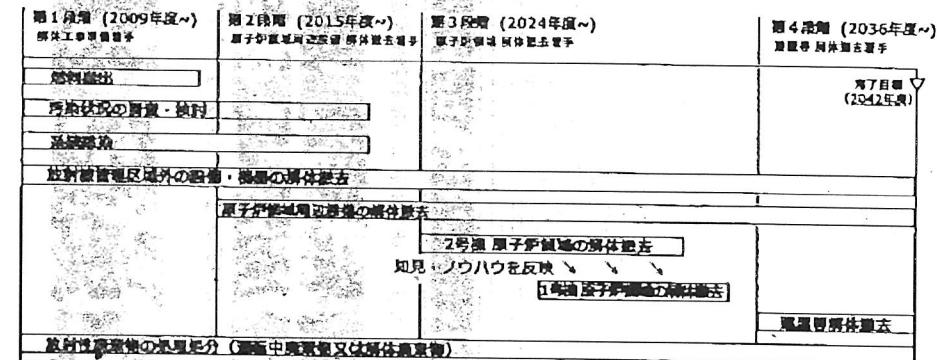
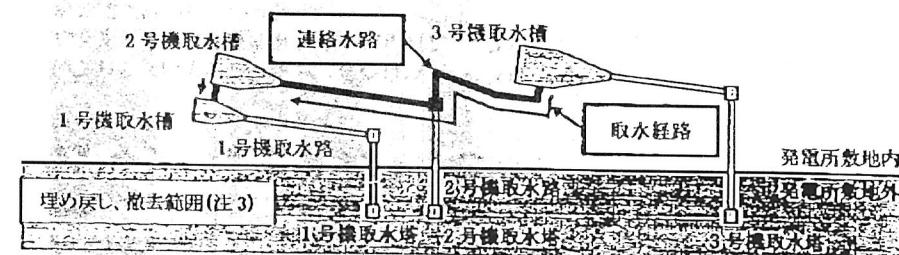


図4 変更後の廃止措置概要工程

(1) 海水の取水経路の変更

廃止措置の進捗に伴い、取水路からの多量の海水を必要としなくなったことから、3号機の取水槽との連絡水路より海水を取水します。1、2号機の取水路および取水塔は不要となることから、海岸法に基づく原形復旧および国有財産法に基づく原状回復として、不要となる取水路は埋め戻し、取水塔は撤去します。（図5）



(2) 記載の適正化

表現の見直し、記載の適正化等をおこないました。

注1 原子力発電所から発生する低レベル放射性廃棄物は、放射能レベルに応じて以下の3つの区分に分けられます。

放射能レベルの比較的高い廃棄物（1）、放射能レベルの比較的低い廃棄物（2）、

放射能レベルの極めて低い廃棄物（3）

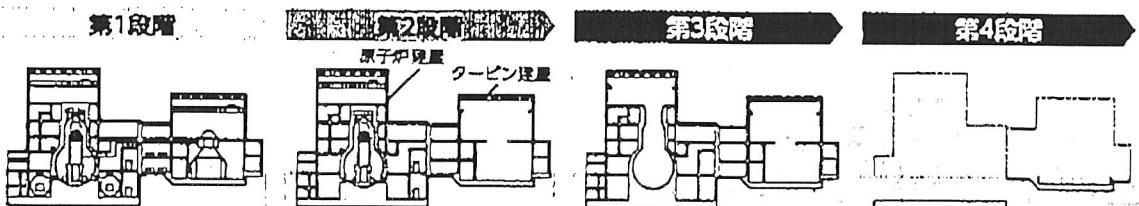
注2 ジェットポンプとは、炉内内の燃料を冷却するため、原子炉の冷却水を炉心下部へ供給するポンプです。

注3 廃止号機底坑から敷地外に津波が流入する可能性となる路路を閉鎖することで、発電所全体の安全性向上に寄与します。

浜岡原子力発電所1、2号機 廃止措置の概要とこれまでの実績

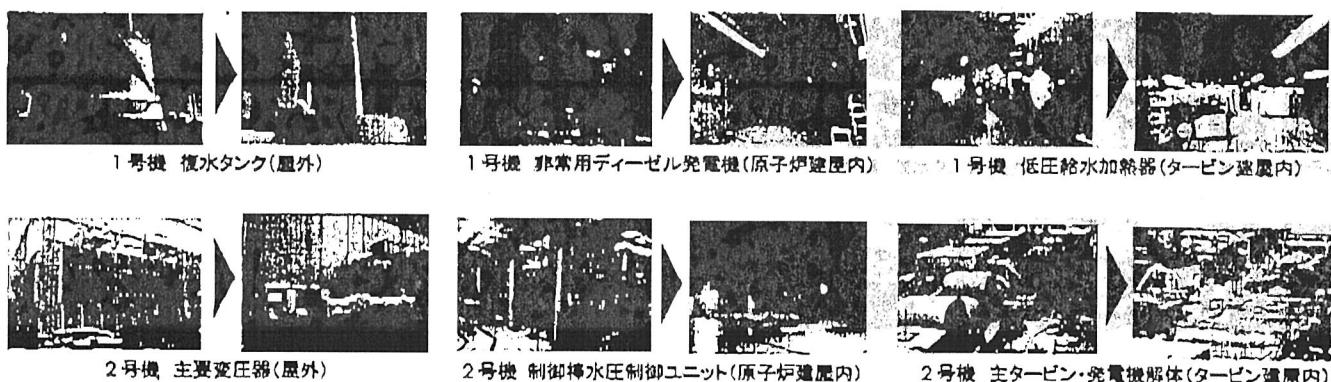
1. 廃止措置の全体概要

浜岡1、2号機の廃止措置は、以下の4段階に分け、約30年という年月をかけて実施する計画です。



2. 解体実績

これまで、原子炉領域周辺設備の解体を進めてきました。主な解体工事の実績を以下に示します。



3. 廃棄物低減に関する取組み

廃止措置に伴い発生する解体撤去物は、できるだけ分別・除染をおこない、放射性廃棄物として処分する量を低減します。放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物(クリアランス物)は、可能な限り再利用することで、循環型社会形成に貢献しています。



4. 廃炉材調査研究

運転を経験した原子炉実機の材料を用いた試験研究を行い、プラントの長期安全運転に活用しています。研究に活用した例を以下に示します。

